

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年6月7日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	令和4年4月10日 08時40分ごろ
発生場所	長崎県対馬市豆酏崎南方沖 豆酏崎灯台から真方位180° 14.1海里付近 （概位 北緯33° 52.1′ 東経129° 09.9′）
インシデントの概要	漁船松栄丸は、航行中、電源が喪失して、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 松栄丸、19トン NS2-17034（漁船登録番号）、個人所有 第290-48572号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力573.7kW、回転数 毎分1,800、6気筒、ボア165mm、使用燃料A重油、平成2 年11月10日進水
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特定（令和4年4月6日をもって失効中）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者ほか9人が乗り組み、操業を終え帰航中、操縦者が、舵が効かないことに気付き、機関室に向かったところ、主機直結である発電機から煙が出ているのを認めた。</p> <p>操縦者は、運航不能と判断して僚船に本インシデントの発生を連絡し、本船は、来援した僚船により対馬市屋ヶ浦港にえい航された。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント後、発電機を開放したところ、ロータを回転支持するベアリングが経年劣化で破損し、ロータのシャフトにがたつきやぶれが生じ、ロータコイル等が損傷していることを認め、電源が喪失して主機が停止したと判断した。</p> <p>本船の発電機は、船舶所有者が本インシデントの約2年前に中古で購入したもので、1981年に製造され、購入以前の整備記録が不明であった。</p> <p>船舶所有者は、中古で購入した発電機なので、本船の定期点検の際、発電機の整備を依頼すれば良かったと本インシデント後に思った。</p> <p>発電機製造会社担当者によれば、発電機の使用限度時間等に決まりはなく、取扱説明書にも記載されていなかった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、製造後約40年の発電機が使用されている状態で航行中、ロータを回転支持する発電機のベアリングが経年劣化で破損したことから、ロータのシャフトにがたつきやぶれが生じ、ロータコイル等が損傷して、発電機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、製造後約40年の発電機が使用されている状態で航行中、ロータを回転支持する発電機のベアリングが経年劣化で破損したため、ロータのシャフトにがたつきやぶれが生じ、ロータコイル等が損傷して、発電機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、使用年数の長い発電機等運転に直接影響する部品については、整備業者と打ち合わせを行い、必要に応じて整備の要否を検討すること。</li> <li>・ 操縦者は、小型船舶操縦免許証の更新手続きを適切に行い、有効な免許証を保持した上で操船に当たること。</li> </ul>